

米子市学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の学校給食の調理業務（次条第1号において「学校給食調理業務」という。）の民間事業者への委託に関し必要な事項を調査検討するため、米子市学校給食調理業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を、その都度、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校給食調理業務を受託する者（以下この条において「受託者」という。）を選定するための基準の作成に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、受託者の選定に関し必要な事項
- (3) 受託者の候補者となる民間事業者を選定すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 米子市学校給食運営委員会の委員の職にある者のうちから、教育委員会が指名する者 5人
- (2) 鳥取県西部総合事務所米子保健所生活安全課長の職にある者
- (3) 栄養教諭又は学校栄養職員の職にある者のうちから、教育委員会が指名する者 3人
- (4) 教育委員会事務局長の職にある者
- (5) 教育委員会事務局学校給食課長の職にある者
- (6) 教育委員会事務局学校給食課第二学校給食センター施設長の職にある者

2 委員は、前条第3号に掲げる事項について同条の規定による報告を行った日において、その職を解かれるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、前条第1項第4号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（次項において単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校給食課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。